

総社市埋蔵文化財学習の館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第17号

総社市埋蔵文化財学習の館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市埋蔵文化財学習の館条例(平成17年総社市条例第118号)第7条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 総社市埋蔵文化財学習の館(以下「埋文学習の館」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後4時まで

(2) 休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日まで

(職員)

第3条 埋文学習の館に館長及びその他必要な職員を置く。

(職務)

第4条 館長は、施設を維持管理し、埋文学習の館の事業の支援を行うものとする。

2 その他の職員は、上司の指示に従い、その事務を処理する。

(専決事項)

第5条 館長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属する事項は、この限りでない。

(1) 埋文学習の館の利用に関すること。

(2) 定例又は簡易な各種事業の企画、実施に関すること。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。